

【都道府県】

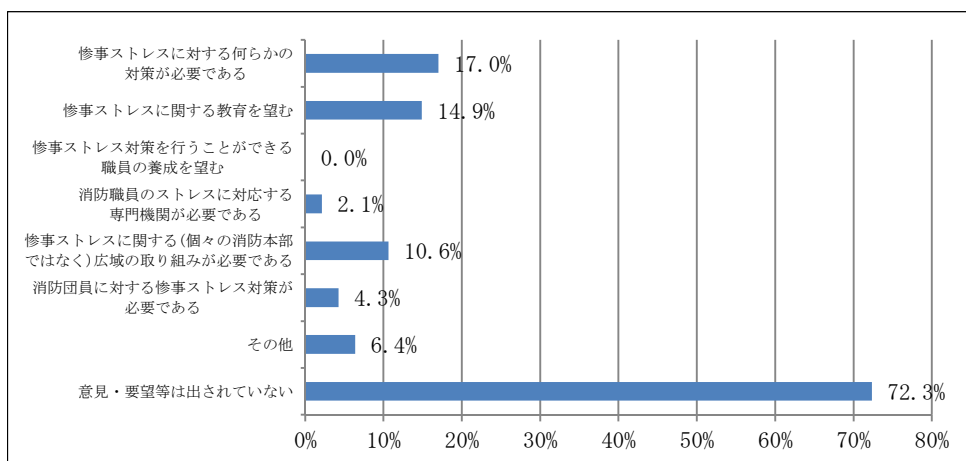
惨事ストレス対策に関する調査集計結果

1 惨事ストレス対策全般

(1) 消防本部から都道府県に寄せられた意見・要望の状況

(表1-1) 消防本部から都道府県に寄せられた意見・要望の状況 (N=47)

意見・要望内容	回答数	割合
惨事ストレスに対する何らかの対策が必要である	8	17.0%
惨事ストレスに関する教育を望む	7	14.9%
惨事ストレス対策を行うことができる職員の養成を望む	0	0.0%
消防職員のストレスに対応する専門機関が必要である	1	2.1%
惨事ストレスに関する(個々の消防本部ではなく)広域の取り組みが必要である	5	10.6%
消防団員に対する惨事ストレス対策が必要である	2	4.3%
その他	3	6.4%
意見・要望等は出されていない	34	72.3%

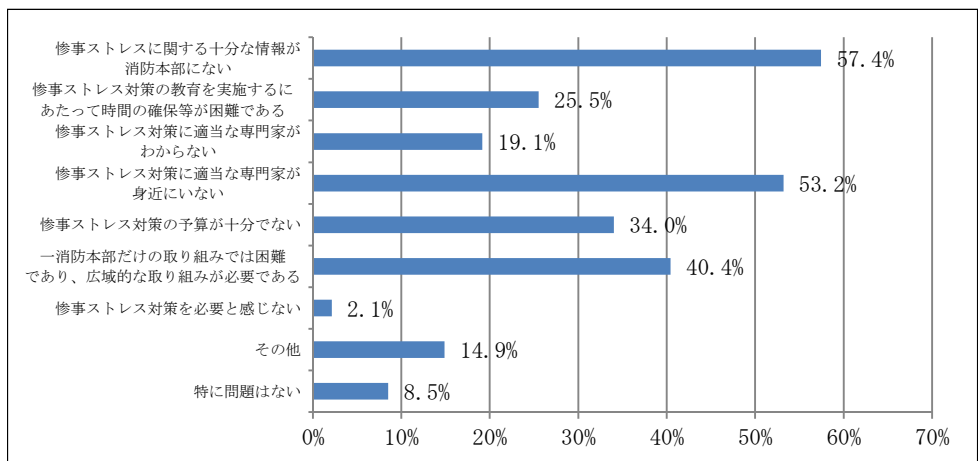


(図1-1) 消防本部から都道府県に寄せられた意見・要望の状況 (N=47)

(2) 消防本部における惨事ストレス対策の導入や運営上の問題

(表1-2) 消防本部における惨事ストレス対策の導入や運営上の問題 (N=47)

導入や運営上の問題	回答数	割合
惨事ストレスに関する十分な情報が消防本部にない	27	57.4%
惨事ストレス対策の教育を実施するにあたって時間の確保等が困難である	12	25.5%
惨事ストレス対策に適切な専門家がわからない	9	19.1%
惨事ストレス対策に適切な専門家が身近にいない	25	53.2%
惨事ストレス対策の予算が十分でない	16	34.0%
一消防本部だけの取り組みでは困難であり、広域的な取り組みが必要である	19	40.4%
惨事ストレス対策を必要と感じない	1	2.1%
その他	7	14.9%
特に問題はない	4	8.5%

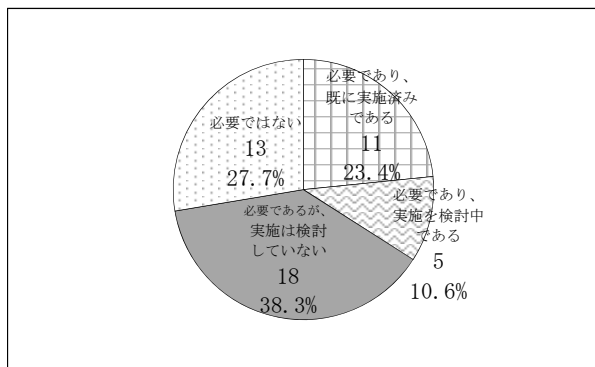


(図1-2) 消防本部における惨事ストレス対策の導入や運営上の問題 (N=47)

(3) 都道府県における消防職員の惨事ストレス対策の実施の必要性

(表1-3) 都道府県における消防職員の惨事ストレス対策の実施の必要性 (N=47)

実施の必要性	回答数	割合
必要であり、既に実施済みである	11	23.4%
必要であり、実施を検討中である	5	10.6%
必要であるが、実施は検討していない	18	38.3%
必要ではない	13	27.7%

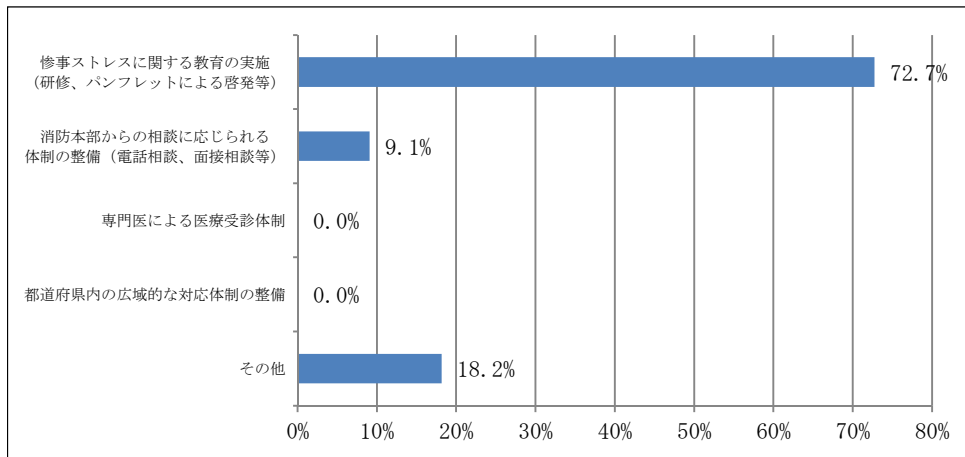


(図1-3) 都道府県における消防職員の惨事ストレス対策の実施の必要性 (N=47)

(4) 惨事ストレス対策の具体的な内容 ※実施済みの都道府県対象

(表1-4) 惨事ストレス対策の具体的な内容 (N=11)

具体的な内容	回答数	割合
惨事ストレスに関する教育の実施（研修、パンフレットによる啓発等）	8	72.7%
消防本部からの相談に応じられる体制の整備（電話相談、面接相談等）	1	9.1%
専門医による医療受診体制	0	0.0%
都道府県内の広域的な対応体制の整備	0	0.0%
その他	2	18.2%

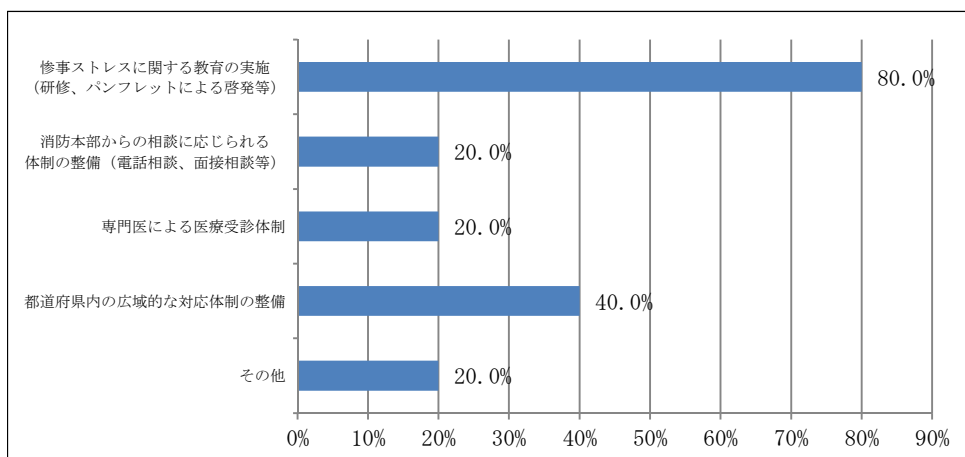


（図1-4）惨事ストレス対策の具体的な内容（N＝11）

（5）惨事ストレス対策の具体的な内容 ※実施予定の都道府県対象

（表1-5）惨事ストレス対策の具体的な内容（N＝5）

具体的な内容	回答数	割合
惨事ストレスに関する教育の実施（研修、パンフレットによる啓発等）	4	80.0%
消防本部からの相談に応じられる体制の整備（電話相談、面接相談等）	1	20.0%
専門医による医療受診体制	1	20.0%
都道府県内の広域的な対応体制の整備	2	40.0%
その他	1	20.0%



（図1-5）惨事ストレス対策の具体的な内容（N＝5）

（6）惨事ストレス対策が「必要であるが、実施を検討していない」又は「必要ではない」理由

※実施予定がない都道府県対象

（表1-6）惨事ストレス対策を「必要であるが、実施を検討していない」又は「必要ではない」理由（N＝31）

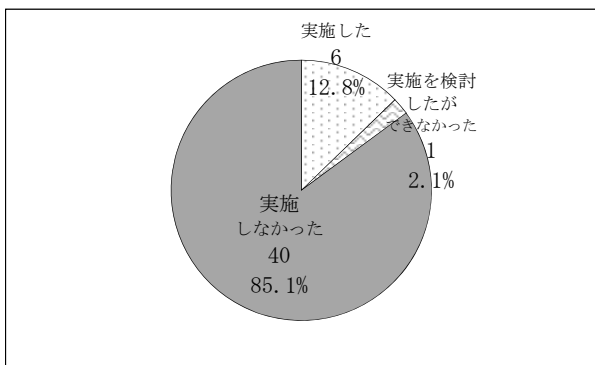
実施予定がない理由	回答数
消防本部から要望がない	11
惨事ストレス対策の必要性を勘案するべきである	2
消防本部で対応可能	5
消防本部が実施すべき	4
国が対応すべきである	1
惨事ストレス対策に関する予算・情報・ノウハウ等が不足	7
消防本部の要望に応じて実施する	5
惨事ストレス対策を早急に取り組むべき課題として認識していない	1

2 東日本大震災後の惨事ストレス対策

(1) 東日本大震災後の都道府県における消防職員に対する惨事ストレス対策

(表2-1) 東日本大震災後の都道府県における消防職員に対する惨事ストレス対策 (N=47)

実施の状況	回答数	割合
実施した	6	12.8%
実施を検討したができなかった	1	2.1%
実施しなかった	40	85.1%



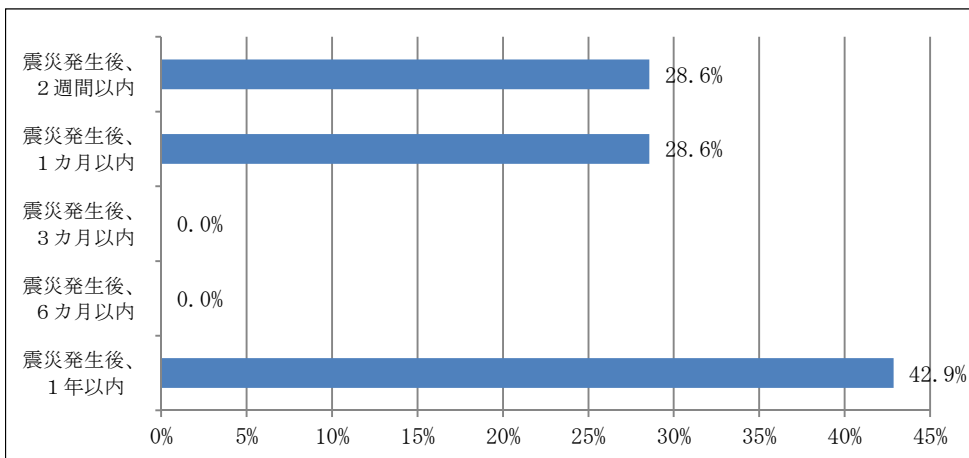
(図2-1) 東日本大震災後の都道府県における消防職員に対する惨事ストレス対策 (N=47)

(2) 最初に惨事ストレス対策を実施又は実施することを検討した時期

※実施又は実施予定がある都道府県対象

(表2-2) 最初に惨事ストレス対策を実施又は実施することを検討した時期 (N=7)

実施又は実施することを検討した時期	回答数	割合
震災発生後、2週間以内	2	28.6%
震災発生後、1カ月以内	2	28.6%
震災発生後、3カ月以内	0	0.0%
震災発生後、6カ月以内	0	0.0%
震災発生後、1年以内	3	42.9%

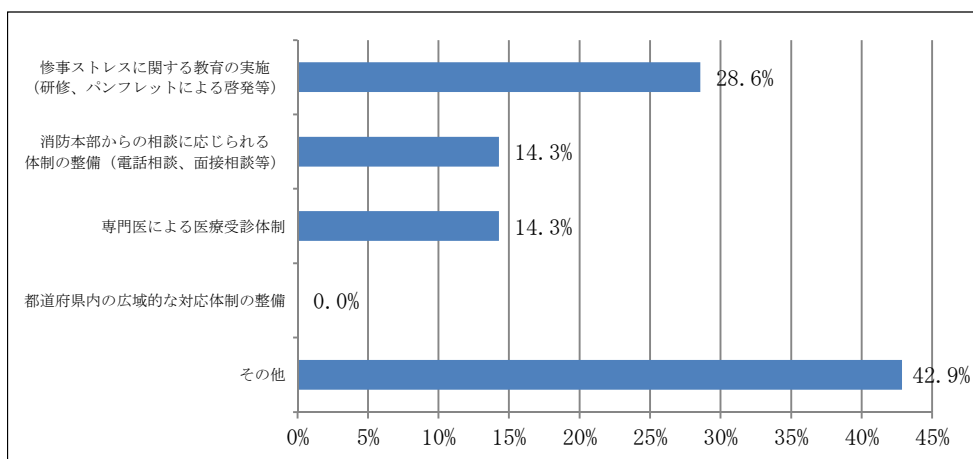


(図2-2) 最初に惨事ストレス対策を実施又は実施することを検討した時期 (N=7)

(3) 実施又は実施を検討した惨事ストレス対策の内容

(表2-3) 実施又は実施を検討した惨事ストレス対策の内容 (N=7)

惨事ストレス対策の内容	回答数	割合
惨事ストレスに関する教育の実施（研修、パンフレットによる啓発等）	2	28.6%
消防本部からの相談に応じられる体制の整備（電話相談、面接相談等）	1	14.3%
専門医による医療受診体制	1	14.3%
都道府県内の広域的な対応体制の整備	0	0.0%
その他	3	42.9%



(図2-3) 実施又は実施を検討した惨事ストレス対策の内容 (N=7)

【消防本部】

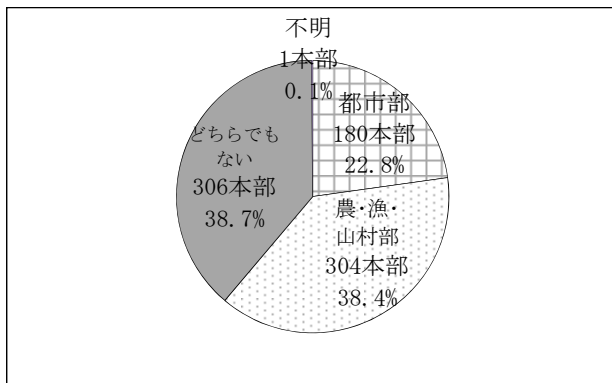
惨事ストレス対策に関する調査集計結果

1 消防本部の状況

(1) 地域特性

(表1-1) 地域特性 (N=791)

地 域	回答数	割 合
都市部	180	22.8%
農・漁・山村部	304	38.4%
どちらでもない	306	38.7%
不明	1	0.1%

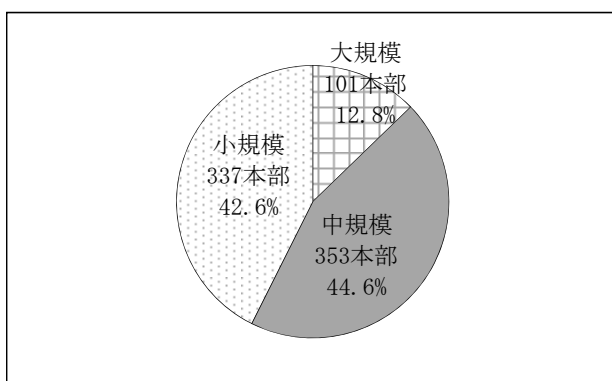


(図1-1) 地域特性 (N=791)

(2) 消防職員数

(表1-2) 消防職員数 (N=791)

消防職員数	回答数	割 合
小規模 (100人未満)	337	42.6%
中規模 (100～299人)	353	44.6%
大規模 (300人以上)	101	12.8%



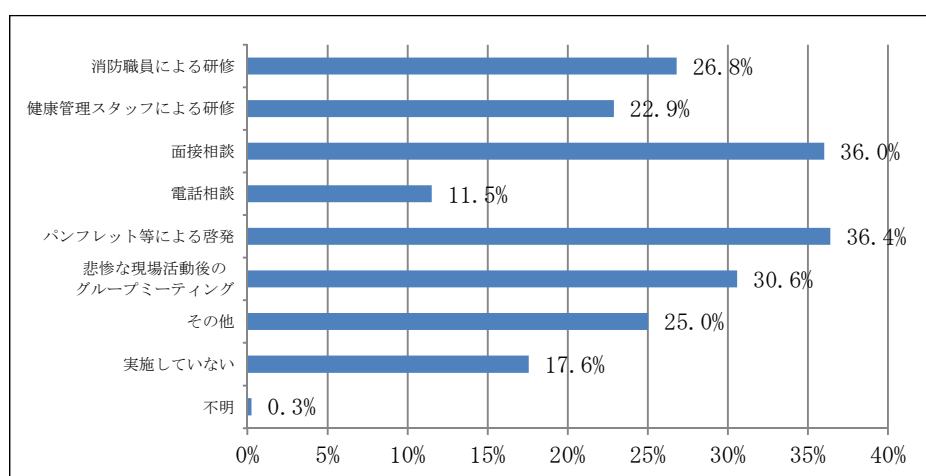
(図1-2) 消防職員数 (N=791)

2 メンタルヘルスに関する施策の状況

(1) メンタルヘルス全般

(表2-1) メンタルヘルス対策として実施している施策 (N=791)

実施している施策	回答数	割合
消防職員による研修	212	26.8%
健康管理スタッフによる研修	181	22.9%
面接相談	285	36.0%
電話相談	91	11.5%
パンフレット等による啓発	288	36.4%
悲惨な現場活動後のグループミーティング	242	30.6%
実施していない	198	25.0%
その他	139	17.6%
不明	2	0.3%



(図2-1) メンタルヘルス対策として実施している施策 (N=791)

(2) メンタルヘルスに関する健康管理スタッフ

(表2-2) メンタルヘルスに関する健康管理スタッフ (N=791)

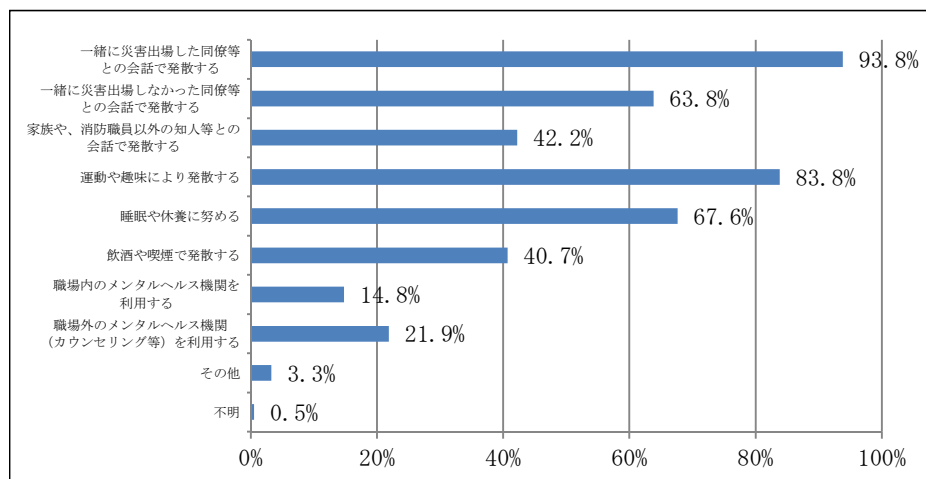
スタッフ体制		市町村内の「常勤・専任」		市町村内の「常勤・専任」以外		市町村外の団体	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
産業医	精神科医	0	0.0%	76	9.6%	12	1.5%
	精神科医以外の医師	0	0.0%	291	36.8%	36	4.6%
産業医以外	精神科医	0	0.0%	38	4.8%	21	2.7%
	精神科医以外の医師	0	0.0%	3	0.4%	2	0.3%
臨床心理士		1	0.1%	55	7.0%	28	3.5%
看護師・保健師		6	0.8%	143	18.1%	15	1.9%
メンタルヘルスを担当する職員		38	4.8%	74	9.4%	12	1.5%
その他		2	0.3%	17	2.1%	16	2.0%

3 惨事ストレス全般

(1) 消防職員の惨事ストレス解消方法

(表3-1) 消防職員の惨事ストレス解消方法 (N=791)

解消方法	回答数	割合
一緒に災害出場した同僚等との会話で発散する	742	93.8%
一緒に災害出場しなかった同僚等との会話で発散する	505	63.8%
家族や、消防職員以外の知人等との会話で発散する	334	42.2%
運動や趣味により発散する	663	83.8%
睡眠や休養に努める	535	67.6%
飲酒や喫煙で発散する	322	40.7%
職場内のメンタルヘルス機関を利用する	117	14.8%
職場外のメンタルヘルス機関（カウンセリング等）を利用する	173	21.9%
その他	26	3.3%
不明	4	0.5%

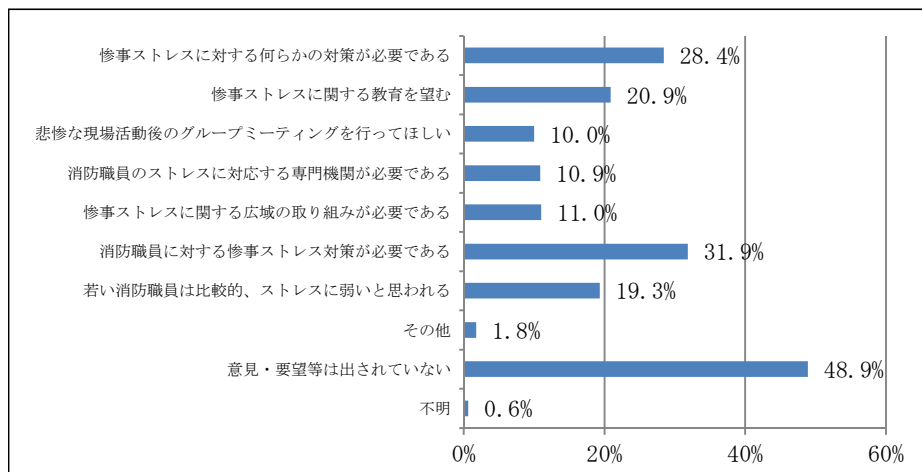


(図3-1) 消防職員の惨事ストレス解消方法 (N=791)

(2) 消防職員から寄せられた惨事ストレスに関する意見・要望

(表3-2) 消防職員から寄せられた惨事ストレスに関する意見・要望 (N=791)

意見・要望内容	回答数	割合
惨事ストレスに対する何らかの対策が必要である	225	28.4%
惨事ストレスに関する教育を望む	165	20.9%
悲惨な現場活動後のグループミーティングを行ってほしい	79	10.0%
消防職員のストレスに対応する専門機関が必要である	86	10.9%
惨事ストレスに関する広域の取り組みが必要である	87	11.0%
消防職員に対する惨事ストレス対策が必要である	252	31.9%
若い消防職員は比較的、ストレスに弱いと思われる	153	19.3%
その他	14	1.8%
意見・要望等は出されていない	387	48.9%
不明	5	0.6%

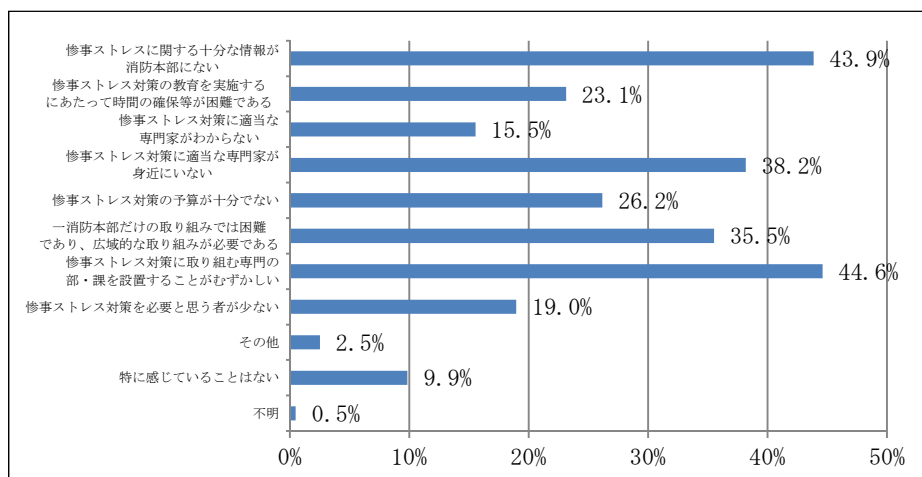


(図3-2) 消防職員から寄せられた惨事ストレスに関する意見・要望 (N=791)

(3) 惨事ストレス対策の導入や運営上の問題

(表3-3) 惨事ストレス対策の導入や運営上の問題 (N=791)

導入や運営上の問題	回答数	割合
惨事ストレスに関する十分な情報が消防本部にない	347	43.9%
惨事ストレス対策の教育を実施するにあたって時間の確保等が困難である	183	23.1%
惨事ストレス対策に適切な専門家がわからない	123	15.5%
惨事ストレス対策に適切な専門家が身近にいない	302	38.2%
惨事ストレス対策の予算が十分でない	207	26.2%
一消防本部だけの取り組みでは困難であり、広域的な取り組みが必要である	281	35.5%
惨事ストレス対策に取り組む専門の部・課を設置することがむずかしい	353	44.6%
惨事ストレス対策を必要と思う者がいない	150	19.0%
その他	20	2.5%
特に感じていることはない	78	9.9%
不明	4	0.5%

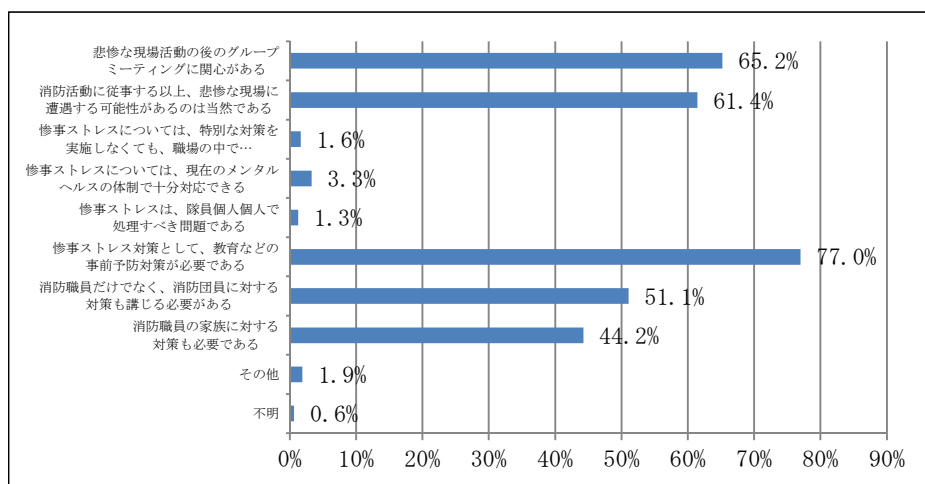


(図3-3) 惨事ストレス対策の導入や運営上の問題 (N=791)

(4) 惨事ストレス対策に対する意見

(表3-4) 惨事ストレス対策に対する意見 (N=791)

意見の内容	回答数	割合
悲惨な現場活動の後のグループミーティングに関心がある	516	65.2%
消防活動に従事する以上、悲惨な現場に遭遇する可能性があるのは当然である	486	61.4%
惨事ストレスについては、特別な対策を実施しなくても、職場の中で解決できる 問題である	13	1.6%
惨事ストレスについては、現在のメンタルヘルスの体制で十分対応できる	26	3.3%
惨事ストレスは、隊員個人個人で処理すべき問題である	10	1.3%
惨事ストレス対策として、教育などの事前予防対策が必要である	609	77.0%
消防職員だけでなく、消防団員に対する対策も講じる必要がある	404	51.1%
消防職員の家族に対する対策も必要である	350	44.2%
その他	15	1.9%
不明	5	0.6%



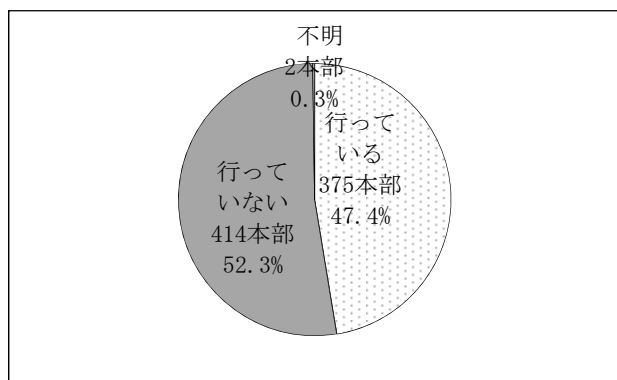
(図3-4) 惨事ストレス対策に対する意見 (N=791)

4 惨事ストレス対策実施状況

(1) 惨事ストレスに関する教育の実施状況

(表4-1) 惨事ストレスに関する教育の実施状況 (N=791)

実施状況	回答数	割合
行っている	375	47.4%
行っていない	414	52.3%
不明	2	0.3%

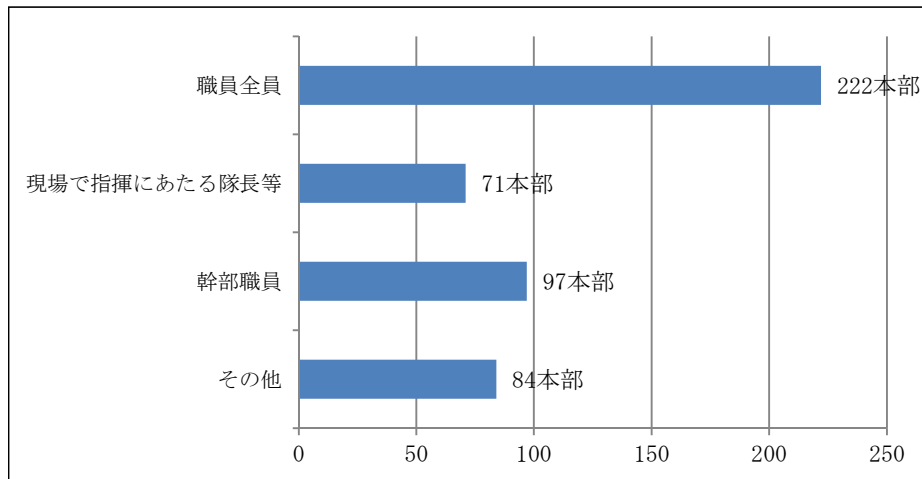


(図4-1) 惨事ストレスに関する教育の実施状況 (N=791)

(2) 惨事ストレスに関する教育の対象者

(表4-2) 惨事ストレスに関する教育の対象者 (N=375)

対象者	回答数	割合
職員全員	222	59.2%
現場で指揮にあたる隊長等	71	18.9%
幹部職員	97	25.9%
その他	84	22.4%

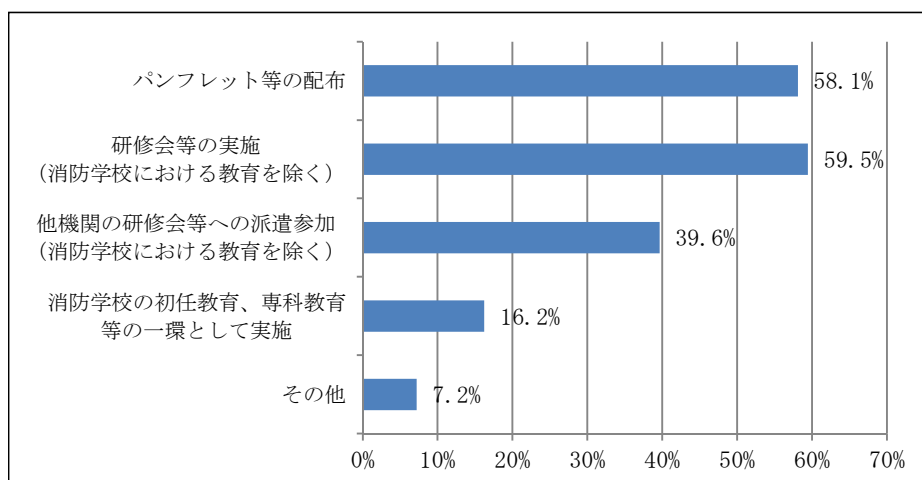


(図4-2) 惨事ストレスに関する教育の対象者 (N=375)

(3) 職員全員に惨事ストレスに関する教育を実施している消防本部の教育内容

(表4-3) 職員全員に惨事ストレスに関する教育を実施している消防本部の教育内容 (N=222)

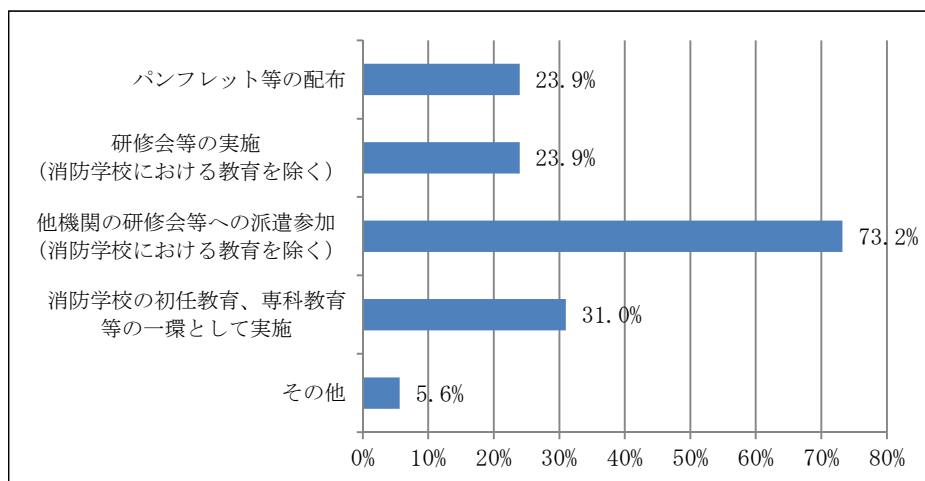
教育の内容	回答数	割合
パンフレット等の配布	129	58.1%
研修会等の実施 (消防学校における教育を除く)	132	59.5%
他機関の研修会等への派遣参加 (消防学校における教育を除く)	88	39.6%
消防学校の初任教育、専科教育等の一環として実施	36	16.2%
その他	16	7.2%



(図4-3) 職員全員に惨事ストレスに関する教育を実施している消防本部の教育内容 (N=222)

(4) 現場で指揮にあたる隊長等に惨事ストレスに関する教育を実施している消防本部の教育内容
 (表4-4) 現場で指揮にあたる隊長等に惨事ストレスに関する教育を実施している消防本部の教育内容
 (N=71)

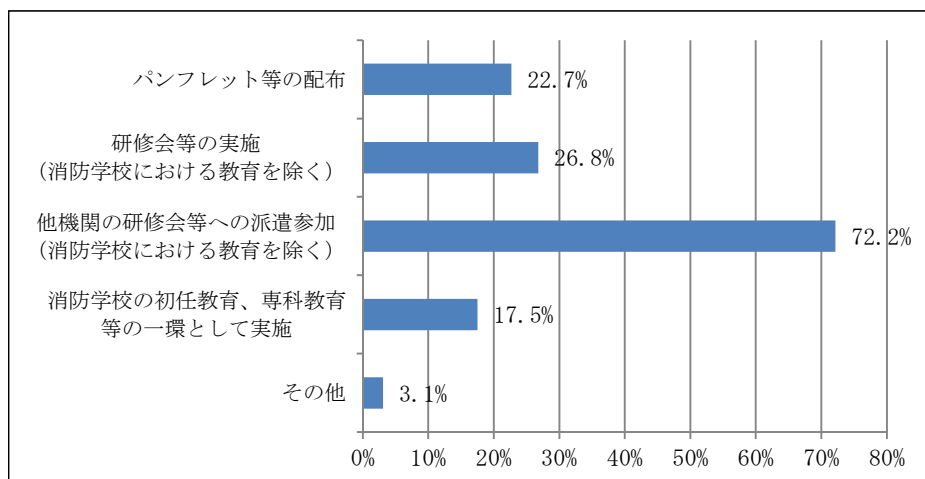
教育の内容	回答数	割合
パンフレット等の配布	17	23.9%
研修会等の実施（消防学校における教育を除く）	17	23.9%
他機関の研修会等への派遣参加（消防学校における教育を除く）	52	73.2%
消防学校の初任教育、専科教育等の一環として実施	22	31.0%
その他	4	5.6%



(図4-4) 現場で指揮にあたる隊長等に惨事ストレスに関する教育を実施している消防本部の教育内容
 (N=71)

(5) 幹部職員に惨事ストレスに関する教育を実施している消防本部の教育内容
 (表4-5) 幹部職員に惨事ストレスに関する教育を実施している消防本部の教育内容 (N=97)

教育の内容	回答数	割合
パンフレット等の配布	22	22.7%
研修会等の実施（消防学校における教育を除く）	26	26.8%
他機関の研修会等への派遣参加（消防学校における教育を除く）	70	72.2%
消防学校の初任教育、専科教育等の一環として実施	17	17.5%
その他	3	3.1%

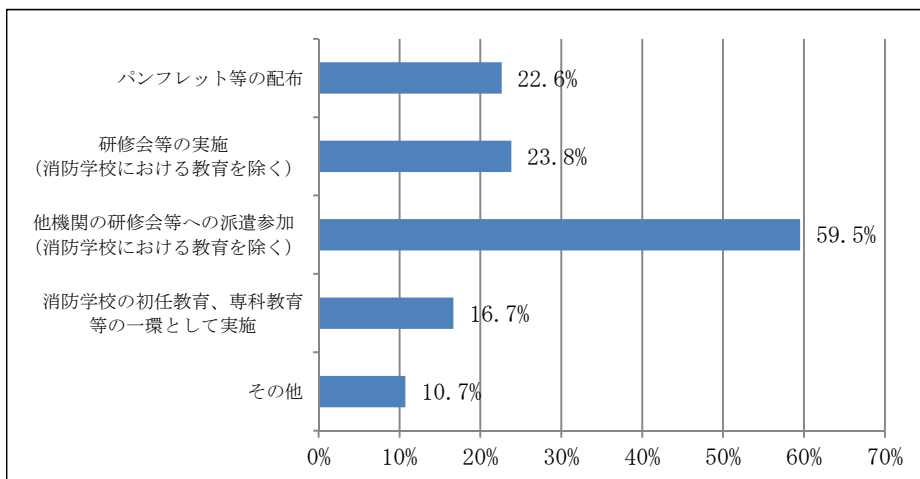


(図4-5) 幹部職員に惨事ストレスに関する教育を実施している消防本部の教育内容 (N=97)

(6) その他の職員に惨事ストレスに関する教育を実施している消防本部の教育内容

(表4-6) その他の職員に惨事ストレスに関する教育を実施している消防本部の教育内容 (N=84)

教育の内容	回答数	割合
パンフレット等の配布	19	22.6%
研修会等の実施（消防学校における教育を除く）	20	23.8%
他機関の研修会等への派遣参加（消防学校における教育を除く）	50	59.5%
消防学校の初任教育、専科教育等の一環として実施	14	16.7%
その他	9	10.7%

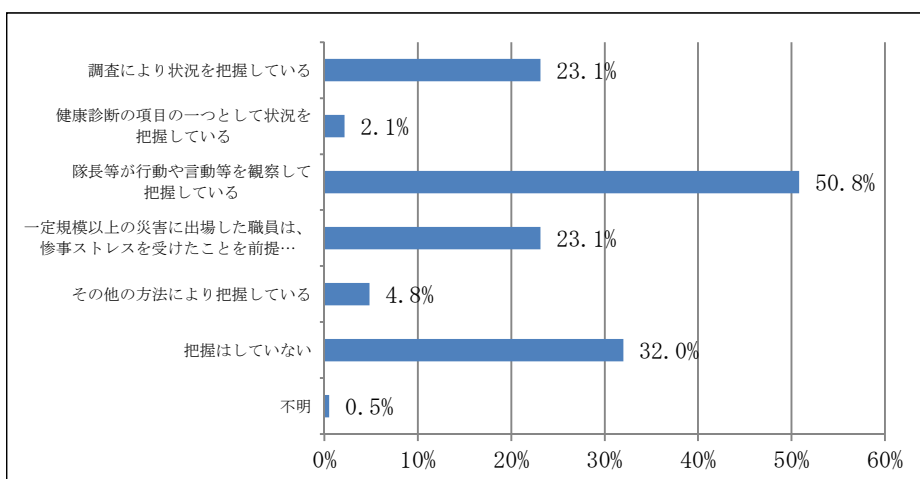


(図4-6) その他の職員に惨事ストレスに関する教育を実施している消防本部の教育内容 (N=84)

(7) 惨事ストレスを受けた職員の状況把握の方法

(表4-7) 惨事ストレスを受けた職員の状況把握の方法 (N=791)

状況把握の方法	回答数	割合
調査により状況を把握している	183	23.1%
健康診断の項目の一つとして状況を把握している	17	2.1%
隊長等が行動や言動等を観察して把握している	402	50.8%
一定規模以上の災害に出場した職員は、惨事ストレスを受けたことを前提として把握している	183	23.1%
その他の方法により把握している	55	4.8%
把握はしていない	253	32.0%
不明	4	0.5%

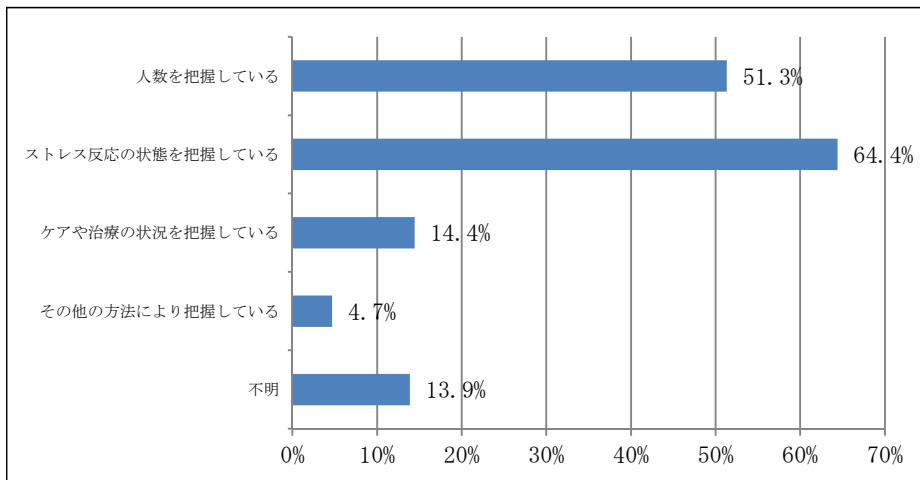


(図4-7) 惨事ストレスを受けた職員の状況把握の方法 (N=791)

(8) 惨事ストレスを受けた職員の状況把握の内容

(表4-8) 惨事ストレスを受けた職員の状況把握の内容 (N=534)

状況把握の内容	回答数	割合
人数を把握している	274	51.3%
ストレス反応の状態を把握している	344	64.4%
ケアや治療の状況を把握している	77	14.4%
その他の方法により把握している	25	4.7%
不明	74	13.9%

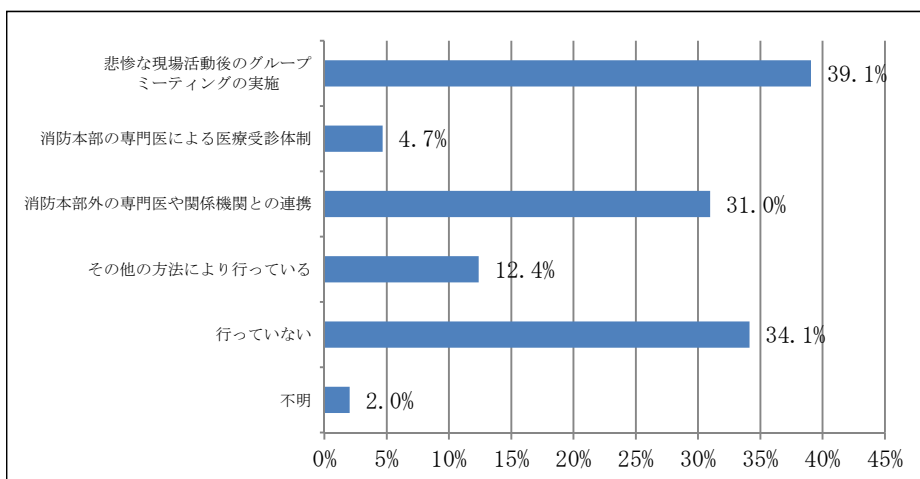


(図4-8) 惨事ストレスを受けた職員の状況把握の内容 (N=534)

(9) 惨事ストレスを受けた職員に対するケア方法

(表4-9) 惨事ストレスを受けた職員に対するケア方法 (N=791)

ケア方法	回答数	割合
悲惨な現場活動後のグループミーティングの実施	309	39.1%
消防本部の専門医による医療受診体制	37	4.7%
消防本部外の専門医や関係機関との連携	245	31.0%
その他の方法により行っている	98	12.4%
行っていない	270	34.1%
不明	16	2.0%

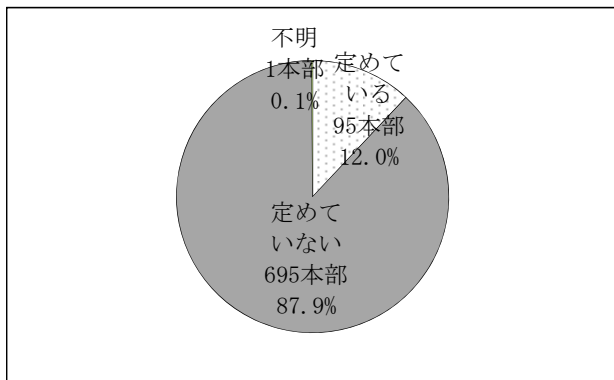


(図4-9) 惨事ストレスを受けた職員に対するケア方法 (N=791)

(10) 惨事ストレス対策に関する規程、要綱又はマニュアル等制定状況

(表4-10) 惨事ストレス対策に関する規程、要綱又はマニュアル等制定状況 (N=791)

制定状況	回答数	割合
定めている	95	12.0%
定めていない	695	87.9%
不明	1	0.1%



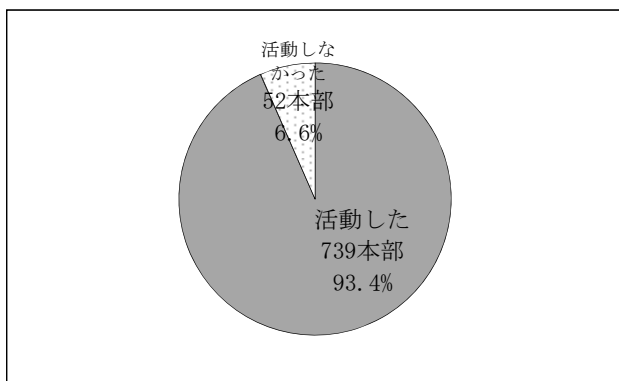
(図4-10) 惨事ストレス対策に関する規程、要綱又はマニュアル等制定状況 (N=791)

5 東日本大震災後の惨事ストレス対策実施状況

(1) 東日本大震災被災地における活動状況

(表5-1) 東日本大震災被災地における活動状況 (N=791)

活動状況	回答数	割合
活動した	739	93.4%
活動しなかった	52	6.6%

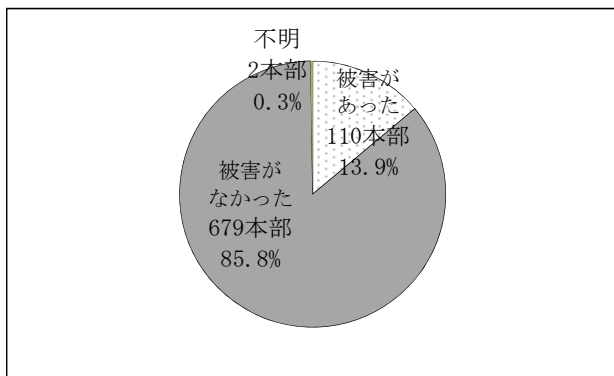


(図5-1) 東日本大震災被災地における活動状況 (N=791)

(2) 東日本大震災における人的又は物的な被害状況

(表5-2) 東日本大震災における人的又は物的な被害状況 (N=791)

被害状況	回答数	割合
被害があった	110	13.9%
被害がなかった	679	85.8%
不明	2	0.3%

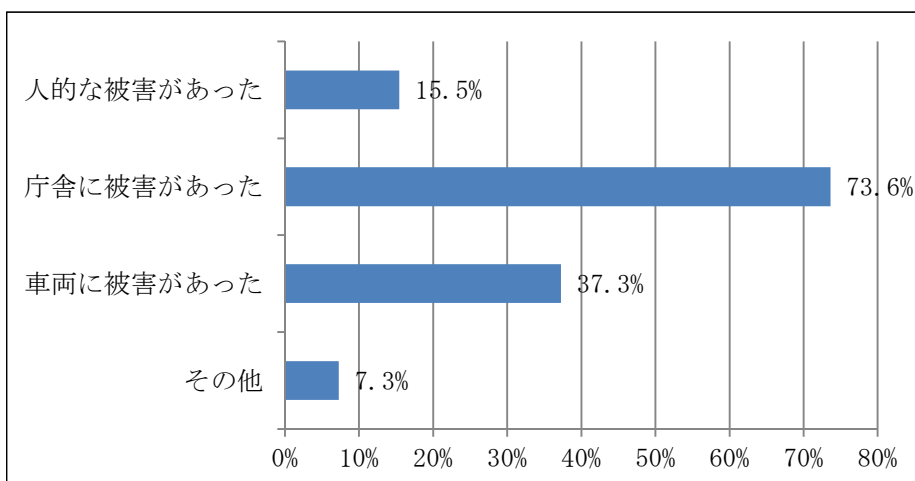


(図5-2) 東日本大震災における人的又は物的な被害状況 (N=791)

(3) 東日本大震災による被害の内容

(表5-3) 東日本大震災による被害の内容 (N=110)

被害の内容	回答数	割合
人的な被害	17	15.5%
庁舎の被害	81	73.6%
車両の被害	41	37.3%
その他	8	7.3%



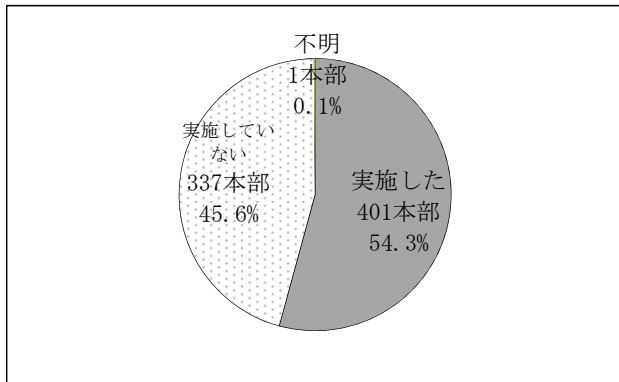
(図5-3) 東日本大震災による被害の内容 (N=110)

(4) 東日本大震災後の消防本部における惨事ストレス対策実施状況

(表5-4) 東日本大震災後の消防本部における惨事ストレス対策実施状況 (N=739)

※ 東日本大震災被災地において活動した消防本部を対象

実施状況	回答数	割合
実施した	401	54.3%
実施していない	337	45.6%
不明	1	0.1%

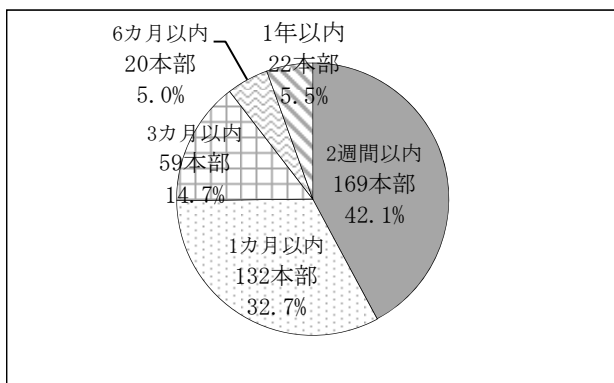


(図5-4) 東日本大震災後の消防本部における惨事ストレス対策実施状況 (N=739)

(5) 最初に惨事ストレス対策を実施した時期

(表5-5) 最初に惨事ストレス対策を実施した時期 (N=401)

最初に実施した時期	回答数	割合
震災発生後、2週間以内	169	42.1%
震災発生後、1カ月以内	131	32.7%
震災発生後、3カ月以内	59	14.7%
震災発生後、6カ月以内	20	5.0%
震災発生後、1年以内	22	5.5%



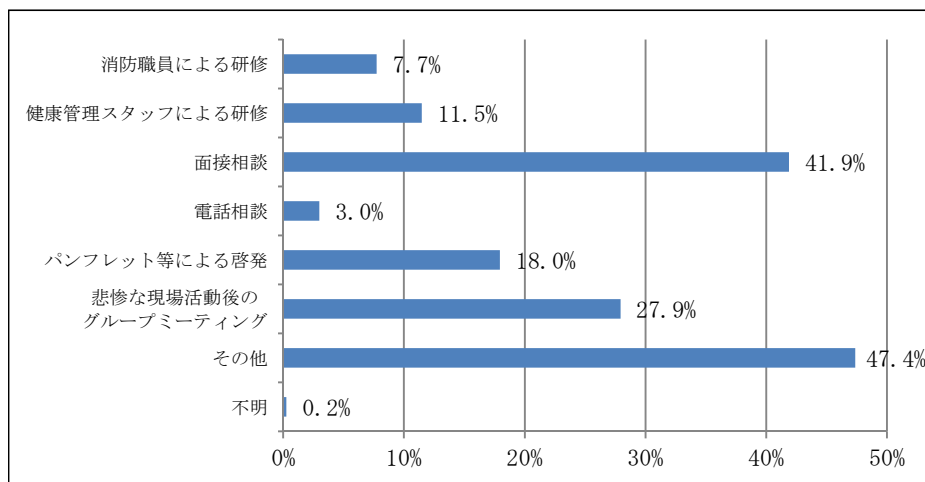
(図5-5) 最初に惨事ストレス対策を実施した時期 (N=401)

(6) 惨事ストレス対策の実施内容

(表5-6) 惨事ストレス対策の実施内容 (N=401)

実施内容	回答数	割合
消防職員による研修	31	7.7%
健康管理スタッフによる研修	46	11.5%
面接相談	168	41.9%
電話相談	12	3.0%
パンフレット等による啓発	72	18.0%
悲惨な現場活動後のグループミーティング	112	27.9%
その他 (※)	190	47.4%
不明	1	0.2%

※ その他の回答：チェックリストによる経過観察、専門家によるケア・研修、休養の付与等



(図5-6) 惨事ストレス対策の実施内容 (N=401)

【消防団（岩手県・宮城県・福島県）】

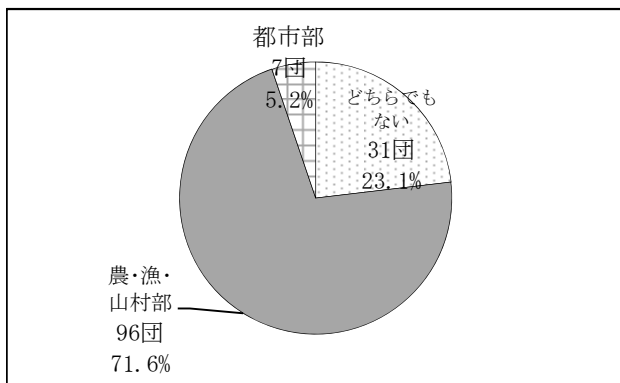
惨事ストレス対策に関する調査集計結果

1 消防団の状況

(1) 地域特性

(表1-1) 地域特性 (N=134)

地 域	回答数	割 合
都市部	7	5.2%
農・漁・山村部	96	23.1%
どちらでもない	31	71.6%

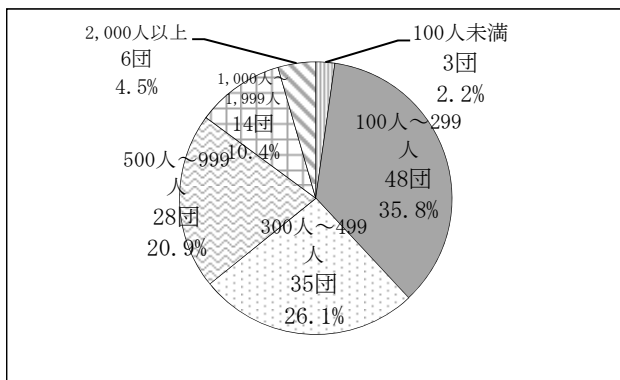


(図1-1) 地域特性 (N=134)

(2) 消防団員数

(表1-2) 消防団員数 (N=134)

消防団員数	回答数	割 合
100人未満	3	2.2%
100人～299人	48	35.8%
300人～499人	35	26.1%
500人～999人	28	20.9%
1,000人～1,999人	14	10.4%
2,000人以上	6	4.5%



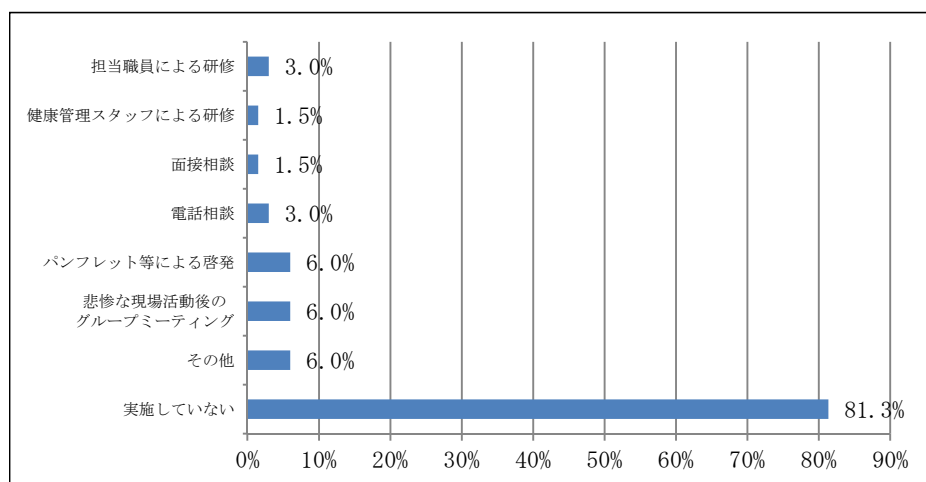
(図1-2) 消防団員数 (N=134)

2 メンタルヘルスに関する施策の状況

(1) メンタルヘルス全般

(表2-1) メンタルヘルス対策として実施している施策 (N=134)

実施している施策	回答数	割合
担当職員による研修	4	3.0%
健康管理スタッフによる研修	2	1.5%
面接相談	2	1.5%
電話相談	4	3.0%
パンフレット等による啓発	8	6.0%
悲惨な現場活動後のグループミーティング	8	6.0%
その他	8	6.0%
実施していない	109	81.3%



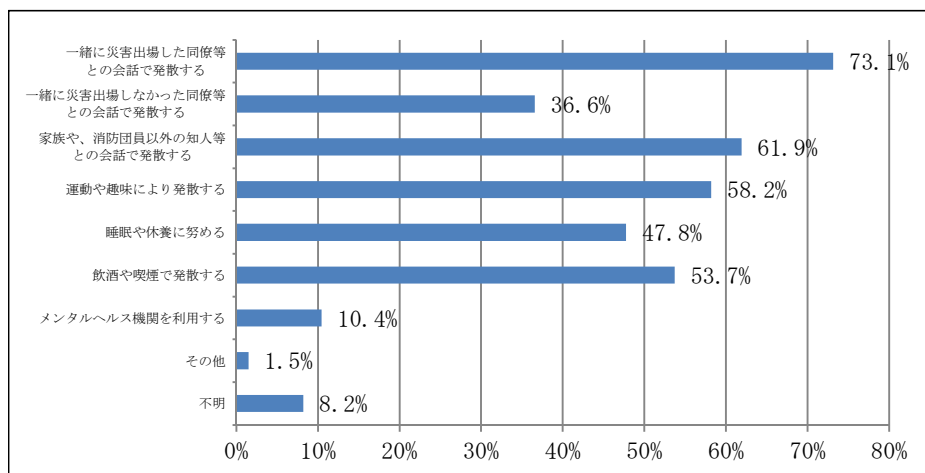
(図2-1) メンタルヘルス対策として実施している施策 (N=134)

3 惨事ストレス全般

(1) 消防団員の惨事ストレス解消方法

(表3-1) 消防団員の惨事ストレス解消方法 (N=134)

解消方法	回答数	割合
一緒に災害出場した同僚等との会話で発散する	98	73.1%
一緒に災害出場しなかった同僚等との会話で発散する	49	36.6%
家族や、消防団員以外の知人等との会話で発散する	83	61.9%
運動や趣味により発散する	78	58.2%
睡眠や休養に努める	64	47.8%
飲酒や喫煙で発散する	72	53.7%
メンタルヘルス機関を利用する	14	10.4%
その他	2	1.5%
不明	11	8.2%

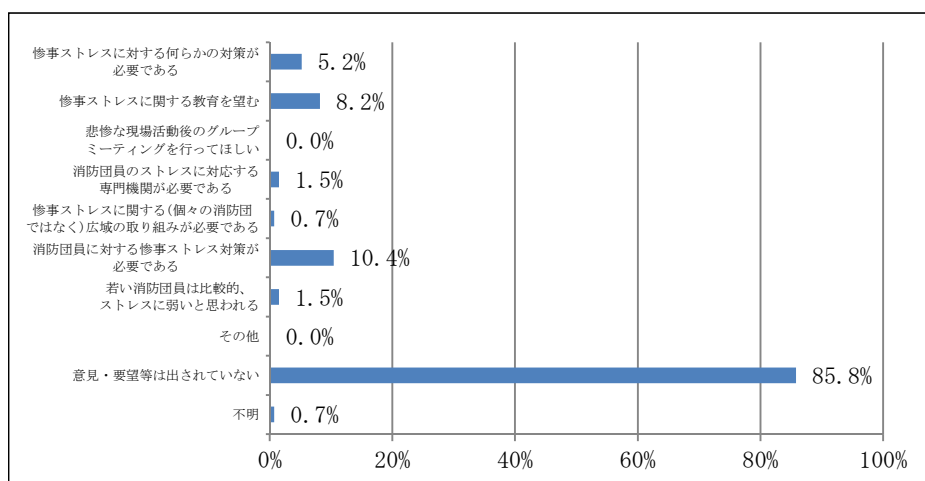


(図3-1) 消防団員の惨事ストレス解消方法 (N=134)

(2) 消防団員から寄せられた惨事ストレスに関する意見・要望

(表3-2) 消防団員から寄せられた惨事ストレスに関する意見・要望 (N=134)

意見・要望内容	回答数	割合
惨事ストレスに対する何らかの対策が必要である	7	5.2%
惨事ストレスに関する教育を望む	11	8.2%
悲惨な現場活動後のグループミーティングを行ってほしい	0	0.0%
消防団員のストレスに対応する専門機関が必要である	2	1.5%
惨事ストレスに関する広域の取り組みが必要である	1	0.7%
消防団員に対する惨事ストレス対策が必要である	14	10.4%
若い消防団員は比較的、ストレスに弱いと思われる	2	1.5%
その他	0	0.0%
意見・要望等は出されていない	115	85.8%
不明	1	0.7%

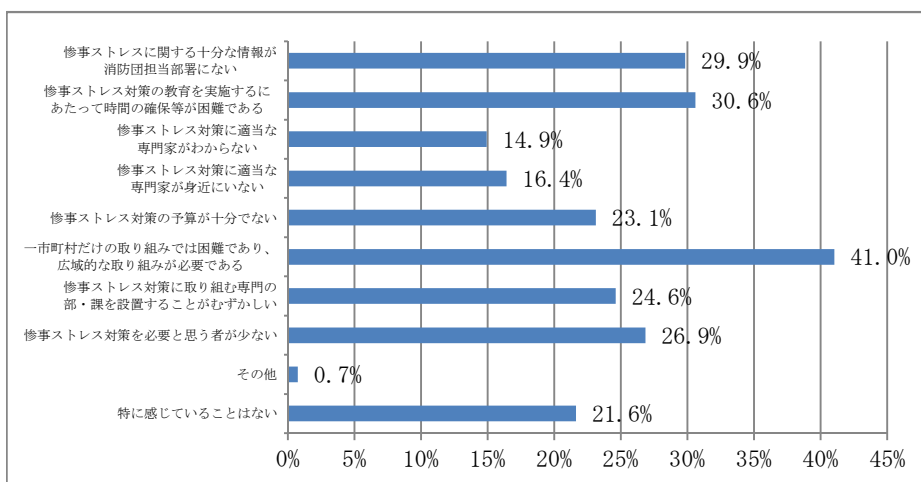


(図3-2) 消防団員から寄せられた惨事ストレスに関する意見・要望 (N=134)

(3) 惨事ストレス対策の導入や運営上の問題

(表3-3) 惨事ストレス対策の導入や運営上の問題 (N=134)

導入や運営上の問題	回答数	割合
惨事ストレスに関する十分な情報が消防団担当部署にない	40	29.9%
惨事ストレス対策の教育を実施するにあたって時間の確保等が困難である	41	30.6%
惨事ストレス対策に適切な専門家がわからない	20	14.9%
惨事ストレス対策に適切な専門家が身近にいない	22	16.4%
惨事ストレス対策の予算が十分でない	31	23.1%
一市町村だけの取り組みでは困難であり、広域的な取り組みが必要である	55	41.0%
惨事ストレス対策に取り組む専門の部・課を設置することがむずかしい	33	24.6%
惨事ストレス対策を必要と思う者がいない	36	26.9%
その他	1	0.7%
特に感じていることはない	29	21.6%



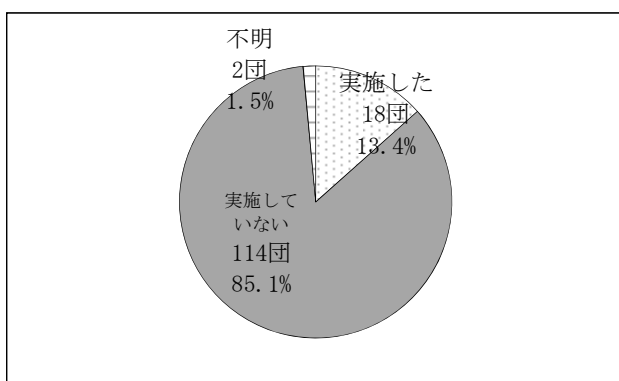
(図3-3) 惨事ストレス対策の導入や運営上の問題 (N=134)

4 東日本大震災後の惨事ストレス対策実施状況

(1) 東日本大震災後の消防団における惨事ストレス対策実施状況

(表4-1) 東日本大震災後の消防団における惨事ストレス対策実施状況 (N=134)

実施状況	回答数	割合
実施した	18	13.4%
実施していない	114	85.1%
不明	2	1.5%

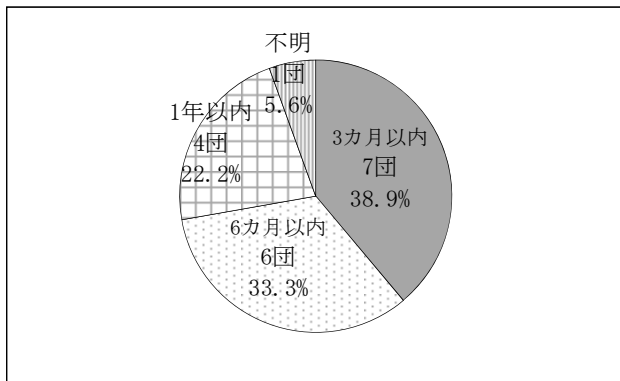


(図4-1) 東日本大震災後の消防団における惨事ストレス対策実施状況 (N=134)

(2) 最初に惨事ストレス対策を実施した時期

(表4-2) 最初に惨事ストレス対策を実施した時期 (N=18)

最初に実施した時期	回答数	割合
震災発生後、2週間以内	0	0.0%
震災発生後、1カ月以内	0	0.0%
震災発生後、3カ月以内	7	38.9%
震災発生後、6カ月以内	6	33.3%
震災発生後、1年以内	4	22.2%
不明	1	5.6%



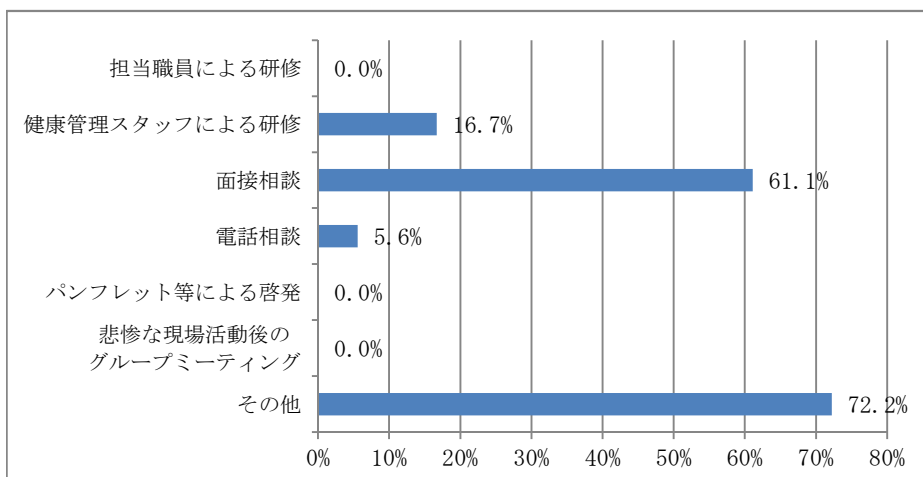
(図4-2) 最初に惨事ストレス対策を実施した時期 (N=18)

(3) 惨事ストレス対策の実施内容

(表4-3) 惨事ストレス対策の実施内容 (N=18)

実施内容	回答数	割合
担当職員による研修	0	0.0%
健康管理スタッフによる研修	3	16.7%
面接相談	11	61.1%
電話相談	1	5.6%
パンフレット等による啓発	0	0.0%
悲惨な現場活動後のグループミーティング	0	0.0%
その他 (※)	13	72.2%

※その他の回答：チェックリストによる結果観察、専門家によるケア・研修等



(図4-3) 惨事ストレス対策の実施内容 (N=18)

都道府県・消防本部・消防団に対するアンケート調査結果概要

<都道府県>

○都道府県が感じている消防本部における対策の課題として①情報不足（57.4%）②専門家の不在（53.2%）③広域的な取組の必要性（40.4%）の割合が高くなっている。（1(2)）

⇒専門家を含む惨事ストレスに関する情報及び広域的な取り組みが必要ではないか。

○都道府県における消防職員の惨事ストレス対策の実施について「必要であり、既に実施済である」（10.6%(H17) →23.4%）、「必要であり、実施を検討中である」（8.5%(H17) →10.6%）と回答した都道府県は増えている。（1(3)）

⇒広域的な惨事ストレス対策の取り組みが進みつつあると考えられる。

<消防本部>

○対策の導入や運営上の問題として①専門部署の設置の難しさ（44.6%）②情報不足（43.9%）③専門家の不在(38.2%)④広域的な取り組みの必要性（35.5%）の割合が高くなっている。（3(3)）

⇒都道府県の意見と同じく、専門家を含む惨事ストレスに関する情報及び広域的な取り組みが必要ではないか。

○惨事ストレス対策に関する意見として、①事前予防対策の必要性（70.2%(H17) →77.0%）②消防団員に対する対策の必要性（35.8%(H17) →51.1%）③家族への対策の必要性（27.6%(H17) →44.2%）が増加している。（3(4)）

⇒事前予防対策、消防団員への対策、家族への対策が必要ではないか。

○惨事ストレス教育を実施している消防本部の割合は増えている。（23.8%(H17) →47.4%・4(1)）

○惨事ストレスを受けた職員に対するケアを実施する消防本部の割合も増えている。

（9.8%(H17)→63.9%・4(9)）

⇒消防本部における惨事ストレス対策は進んできていると考えられる。

○東日本大震災の被災地で活動した消防本部の 54.5%が惨事ストレス対策を実施。（5(4)）

○実施した対策としては、その他（チェックリストによる経過観察、専門家等によるケア・研修、休養の付与等・48.0%）、面接相談（42.3%）、グループミーティング（28.1%）などの割合が高くなっている。（5(6)）

<消防団>

○「メンタルヘルス対策を実施していない」が 81.3%、「惨事ストレスに関する団員からの意見・要望は出されていない」が 85.8%、「東日本大震災後に惨事ストレス対策を実施していない」が 85.1%となっている。（2(1)、3(2)、4(1)）

⇒惨事ストレス対策に関する更なる普及啓発が必要ではないか。

○対策の導入や運営上の問題として①広域的な取組の必要性（41.0%）②時間の確保の困難（30.6%）③情報不足（29.9%）の割合が高くなっている。（3(3)）

⇒広域的な取り組み、必要に応じたアウトリーチ、惨事ストレスに関する情報が必要ではないか。

【自由記載欄について】

<都道府県>

- 「都道府県における惨事ストレス対策は「必要であるが、実施は検討していない。」又は「必要ではない。」と考える理由（問6）
 - ・予算、人員、知識等を含めた体制整備が必要
 - ・消防本部からの要望がない
 - ・各消防本部で対応している
 - ・各消防本部で対応すべき
- 「緊急時メンタルサポートチーム」に対する意見（問10）
 - ・消防本部に活用を促したい
 - ・制度の周知、啓発を望む
 - ・派遣体制の強化を望む
 - ・メンバーの増員を望む
 - ・その他（事前予防対策での活用、都道府県の関わりを明記すべき）

<消防本部>

- 「惨事ストレス対策の導入や運営上の問題点を解消するにはどのようにしたらよいか。」に対する主な意見（問7）
 - ・広域的な取り組み
 - ・財政措置
 - ・研修の実施
 - ・惨事ストレス対策に関する人材育成
 - ・惨事ストレスに係る情報発信、情報提供
 - ・消防庁ホームページ等における普及啓発用資料の提供
 - ・マニュアル、要綱等の整備

<消防団>

- 「惨事ストレス対策の導入や運営上の問題点を解消するにはどのようにしたらよいか。」に対する意見（問7）

・研修の実施 ・担当職員の配置 ・広域的な取り組み ・情報提供	・相談窓口の設置 ・普及啓発 ・財政措置 ・分団単位での対応を望む
---	---
- 「消防団員に対する惨事ストレス対策」に対する意見（問11）

・相談できる機関の周知を望む ・広域的な取り組みが必要 ・巡回診療を望む ・惨事ストレス対策を取ることによるフラッシュバックが心配	・継続したケアが必要 ・今後の対応を検討したい ・消防団で実施できる体制整備を望む
---	---

消防職団員に対するアンケート調査結果概要

1 調査・回収期間

平成 24 年 9 月 21 日（金）～ 10 月 19 日（金）

2 集計期間

平成 24 年 10 月 22 日（月）～ 11 月 2 日（金）

3 配布及び回収状況

調査票	配布部数	回収部数	回収率
派遣消防職員向け	640 部	538 部	84.1%
被災地消防職員向け	360 部	309 部	85.8%
消防団員向け	1,658 部	912 部	55.0%
総数	2,658 部	1,759 部	66.2%

現地調査結果概要

- 1 仙台市消防局（被災地消防本部、消防団）
実施日：平成 24 年 10 月 31 日（水）
派遣者（委員）：松井委員、松浦委員
派遣者（事務局）：青木、城田、小池

- 2 亘理町役場（消防団）
実施日：平成 24 年 10 月 31 日（水）
派遣者（委員）：松浦委員
派遣者（事務局）：青木、城田、小池

- 3 札幌市消防局（派遣消防本部）
実施日：平成 24 年 11 月 6 日（火）
派遣者（委員）：丸山座長、小西委員
派遣者（事務局）：青木、城田、小池

- 4 亀山市消防本部（派遣消防本部）
実施日：平成 24 年 11 月 14 日（水）
派遣者（委員）：小西委員
派遣者（事務局）：城田、小池

- 5 志摩広域消防組合消防本部（派遣消防本部）
実施日：平成 24 年 11 月 14 日（水）
派遣者（委員）：小西委員
派遣者（事務局）：城田、小池

惨事ストレス対策に係る検討

1 惨事ストレス対策の実施体制の整備について

① 大規模災害時等に早期・円滑な職員ケアが実施できる体制とするにはどのようにすべきか。

【方向性】

- ・広域的な（消防本部の枠を超えた）惨事ストレス対策を実施するための体制を整備していく。
- ・緊急時メンタルサポートチームのメンバーを地域格差なく増員し、チームの派遣にあたって、どの地域においても早期にケアが実施できる体制をつくる。

【課題】

- ・広域的な（消防本部の枠を超えた）実施体制をどのように整備していくか。
- ・緊急時メンタルサポートチームメンバーをどのように増員していくか。

【1】①

Step1. 緊急時メンタルサポートチームメンバーを充実させる。
地域メンタルサポートメンバーを確保する。

Step2. メンバーを登録、斡旋できる受け皿を原則として各都府県程度を範囲に設置

担当機関（代表消防本部、消防防災課、
消防学校など）
＜地域特性を踏まえた取り組み＞

Step3. 受け皿が整い次第、随時、各都道府県でメンバーを登録

- この間、
- ・消防庁からサポートチームメンバーに必要な情報提供
 - ・地域で発生したサポートを要する事案に対し、緊急時メンタルサポートチームとともに地域メンタルサポートメンバーを派遣し、実績・経験を積んでいただく。

日本精神衛生学会、日本トラウマティック・ストレス学会等を通じ、メンバーを発掘

【1】②

メンタルヘルス関係機関・・・都道府県の担当機関が地域メンタルサポートメンバーと協力し、各都道府県内の消防本部からの求めに応じ、下記の①～③を行う。

- ① 平素のメンタルヘルス教育（講習会等）
- ② 災害・事故発生時の惨事ストレス対応
- ③ 東日本大震災のように緊急消防援助隊の派遣を伴う大災害時の被派遣職員等の惨事ストレス対応

【1】③

【1】①、②により対応

【1】④

【1】①～③によるほか、消防庁の緊急時メンタルサポートチームを中心に、年間を通して情報提供や意見交換会等を実施し、地域メンタルサポートメンバーの消防職員に対する惨事ストレスについて認識等を高めてもらう。

また、全国の消防本部に対し情報提供等を積極的に推進する。

消防・防災に関わる会議や各種講習会、消大での講義などの場を活用

② 長期間で広域的な災害に対応するにはどのようにすべきか。

【方向性】

- ・地域のメンタルヘルス関係機関により継続的に対応できる体制を整備していく。
- ・広域的（消防本部の枠を超えた）な取組体制を構築していく。

【課題】

- ・地域のメンタルヘルス関係機関から継続的に対応を受けられる体制をどのように整備していくか。
- ・広域的な（消防本部の枠を超えた）取組体制をどのように構築していくか。

③ 惨事ストレス対策が進んでいない消防本部や市町村（消防団担当部署）において、対策が推進するようにするためにはどのようにすべきか。

【方向性】

- ・惨事ストレス対策が進まない理由として、予算や人員等の制約があることから、より広域的な（消防本部の枠を超えた）取り組みを進めていく。

【課題】

- ・広域的な（消防本部の枠を超えた）取組体制をどのように進めていくか。

④ 大規模災害時における惨事ストレス対策のあり方は、どのようにすべきか。

【方向性】

- ・被災地及び緊急消防援助隊の派遣元消防本部において地域格差なくケアを受けられる体制を整備していく。

【課題】

- ・地域により消防本部の取り組みに違いがあるとともに、専門機関や専門家に格差が生じている。

2 惨事ストレス対策に関する消防職団員への事前教育、普及啓発等について

- ① 職場における事前教育等を円滑に進めるとともに、更なる普及啓発等を図るためにはどのようにすべきか。

【方向性】

- ・幹部職員に対し、意識啓発を図る。
- ・職団員に対し、更なる理解・普及啓発を図る。

【課題】

- ・どのような方法で、幹部職員の意識啓発及び職団員の理解・普及啓発を図るか。

【2】①

- ・消大講義のテキストに盛り込む。
- ・日消の消防団幹部研修用テキストに盛り込む。（平成24年度実施済み）
- ・啓発用のパンフレットを全消防職員に配布（平成24年度実施予定）
- ・啓発用のポケットサイズのリーフレットを全消防団員に配布（平成25年度実施予定）

- ② 惨事ストレスを受けた職団員の把握から始まり、消防本部での対応、専門機関での対応へと適切な処置を行うにはどうあるべきか。

【方向性】

- ・状況に応じて、組織として義務的に職員にケアを受けさせる必要性も周知していく。
- ・一個人としてメンタルヘルスを相談できる窓口を周知していく。

【課題】

- ・どのように必要性や相談窓口を周知していくか。

【2】②

- ・【1】①：各都道府県のメンバー登録・・・消防学校等を相談窓口として消防職団員に周知していく。
- ・各都道府県から圏内の消防本部、消防団へ周知してもらう。
- ・リーフレット、パンフレット、ホームページ等に相談窓口の場所、電話番号等を明示する。

3 対象者の特性を踏まえた対策の実施について

- ① 消防団員が、惨事ストレス対策を受けやすくするにはどのようにすべきか。

【方向性】

- ・いわゆるアウトリーチ等により周囲に気兼ねなくケアを受けることのできる環境を整備していく。
- ・メンタルヘルスを相談できる窓口を周知していく。

【課題】

- ・どのように住民の理解を得ながら、ケアを受ける環境を整備していくか。

【3】①

- 【2】①、②によるほか、
- ・必要に応じて消防団員が集まる会議などの場を借りてアウトリーチしていく。
- ・一般住民向けのパンフレット、リーフレットに、消防団員の惨事ストレスを理解してもらうための要素を入れ込む。
- ・分団長など団幹部の認識を高めるよう、消大テキストを充実し、研修を実施する。

- ② 惨事ストレスを受けた職団員の家族に対するケアはどのようにすべきか。

【方向性】

- ・家族からのケアや家族の健康が、職団員本人の惨事ストレスの軽減にもつながることから、家族に対する惨事ストレスへの理解も必要。

【課題】

- ・家族への対応方法はどうすべきか。

【3】②

- ・日頃から家族の理解を得られるように、消防団に入団した際に配付される資料（書類）に「惨事ストレスへの理解」の内容を盛り込む。
- ・パンフレット、リーフレット等にも同様の内容を盛り込む。
- ・消防庁に家族向けの惨事ストレス対策に関わるホームページを作成するとともに、各市町村、消防本部等のホームページとリンクしてもらうよう依頼する。

4 その他

【方向性】

- ・惨事ストレスを軽減させる方策として、日常生活におけるセルフケアの重要性や被災地における衣食住などの実質的な支援の必要性なども周知していく。
- ・ケアの手法として、グループミーティング、個別カウンセリング等、状況に応じて実効性のある手法で対応していく。
- ・被災地において職団員とともに活動する自治体職員のケアも必要。

【課題】

- ・平時のセルフケアや被災地での実質的な支援の重要性をどのように周知していくか。
- ・状況に応じてどのようなケア手法をとっていくか。

【4】

- ・都道府県、消防本部、市町村の消防関係部署の担当者向けの研修会を実施し、惨事ストレスを軽減させる方策を周知していく。（平成25年度実施予定）
- ・ケアの手法として、症状に応じた適切な方法で対応する。また、グループミーティングについては形式にとらわれすぎず、職員間の情報共有やコミュニケーションの一環として実施していく。

【2】①による

今後の消防職団員に対する惨事ストレス対策の方向性

○惨事ストレス対策の現状

惨事ストレス対策は、各消防本部において安全衛生管理体制の中におけるメンタルヘルス対策の一環として取り組むべきであるものの、ケアを行う専門家が身近にいないことや惨事ストレスに関する情報不足などの理由から対策が進まない消防本部もあり、現在、緊急時メンタルサポートチームの派遣等、国においても対策を推進しているところである。

○今後の惨事ストレス対策の方向性

今後の惨事ストレス対策は、地域における惨事ストレス対策の専門家（地域メンタルサポートメンバー）を確保し、原則として都道府県程度を範囲に広域的な取り組みが進められるよう体制を整備していくが、広域的な体制の整備とあわせ、大規模消防本部を中心に各消防本部においても取り組みが進められるよう促していく。

○今後の方向性に向けての国、都道府県の担当機関、消防本部及び消防団の役割分担

	役割分担		
	国	都道府県の担当機関	消防本部・消防団
現在	・緊急時メンタルサポートチームメンバーの確保 ・緊急時メンタルサポートチーム派遣 ・緊急時メンタルサポートチームに対する派遣事例検討会	・消防学校における教育	・緊急時メンタルサポートチームによるケアの要請 ・教育、普及啓発
 今後 (将来)	国	都道府県の担当機関	消防本部・消防団
	・緊急時メンタルサポートチーム、地域メンタルサポートメンバーの確保 ・大規模災害時等を中心に緊急時メンタルサポートチーム派遣 ・緊急時メンタルサポートチーム、地域メンタルサポートメンバーへのスキルアップ研修会	・地域メンタルサポートメンバーの確保 ・消防学校における教育 ・災害時における地域メンタルサポートメンバーと消防本部との連絡調整	・地域メンタルサポートメンバーの確保 ・地域メンタルサポートメンバーによるケアの要請、実施 ・教育、普及啓発

○今後の具体的な惨事ストレス対策

- (1) 専門家の確保（緊急時メンタルサポートチーム・地域メンタルサポートメンバーの充実）
- (2) 専門家の育成（スキルアップ研修会の実施）
- (3) 広域的（都道府県程度の範囲）に取組が進められるよう体制の整備（実務担当者を対象とした研修会の実施）
- (4) 消防職員に対する惨事ストレスの理解・普及（教育体制の強化、パンフレット等の配布）
- (5) 消防団員に対する惨事ストレスの理解・普及（教育の実施・パンフレット等の配布）
- (6) 職団員の家族に対する惨事ストレス対策の理解・普及（パンフレット等の配布）

地域における惨事ストレス対策パターン（参考）

以下の項目は、地域における惨事ストレス対策のパターンの例として示したものです。各地域の特性に合わせた対策づくりの参考としてください。

【平常時】

○都道府県、市町村及び各消防本部において、地域でのケアを対応していただける専門家（地域メンタルサポートメンバー）を確保する。また、消防庁においても、地域メンタルサポートメンバー確保の取り組みを行う。メンバーの情報は、原則として都道府県程度を範囲とした担当機関（以下「都道府県の担当機関」という。）が集約する。

※都道府県の担当機関は、①メンバーの情報管理、②消防本部へのメンバーの仲介、③メンバーへの情報提供・教育等を実施する。

＜地域メンタルサポートメンバーとしての専門家を確保するための情報の例＞

- ・都道府県及び市町村の健康管理担当部署からの情報
- ・産業医からの情報
- ・保健所からの情報
- ・救急業務関連における病院との交流からの情報

○都道府県の担当機関は、消防本部に当該都道府県の地域メンタルサポートメンバーの情報を提供する。

○消防学校や各消防本部は、地域メンタルサポートメンバーに事前予防対策としての惨事ストレス研修会や教育等における講師を引き受けていただき、惨事ストレス対策とあわせ、消防業務に対する理解を深めてもらう。

【通常災害時】

○惨事ストレスが疑われる事案の発生



○消防本部は、平常時に惨事ストレス教育等により対応していただいた地域メンタルサポートメンバーにケアを要請し、実施する

【大規模災害時（緊急消防援助隊等として消防本部を派遣している都道府県）等】

○惨事ストレスが疑われる事案の発生



○消防本部は都道府県の担当機関に地域メンタルサポートメンバーによるケアの要望をする



○都道府県の担当機関は消防本部からの要望を取りまとめ、地域メンタルサポートメンバーにケアの要請をする



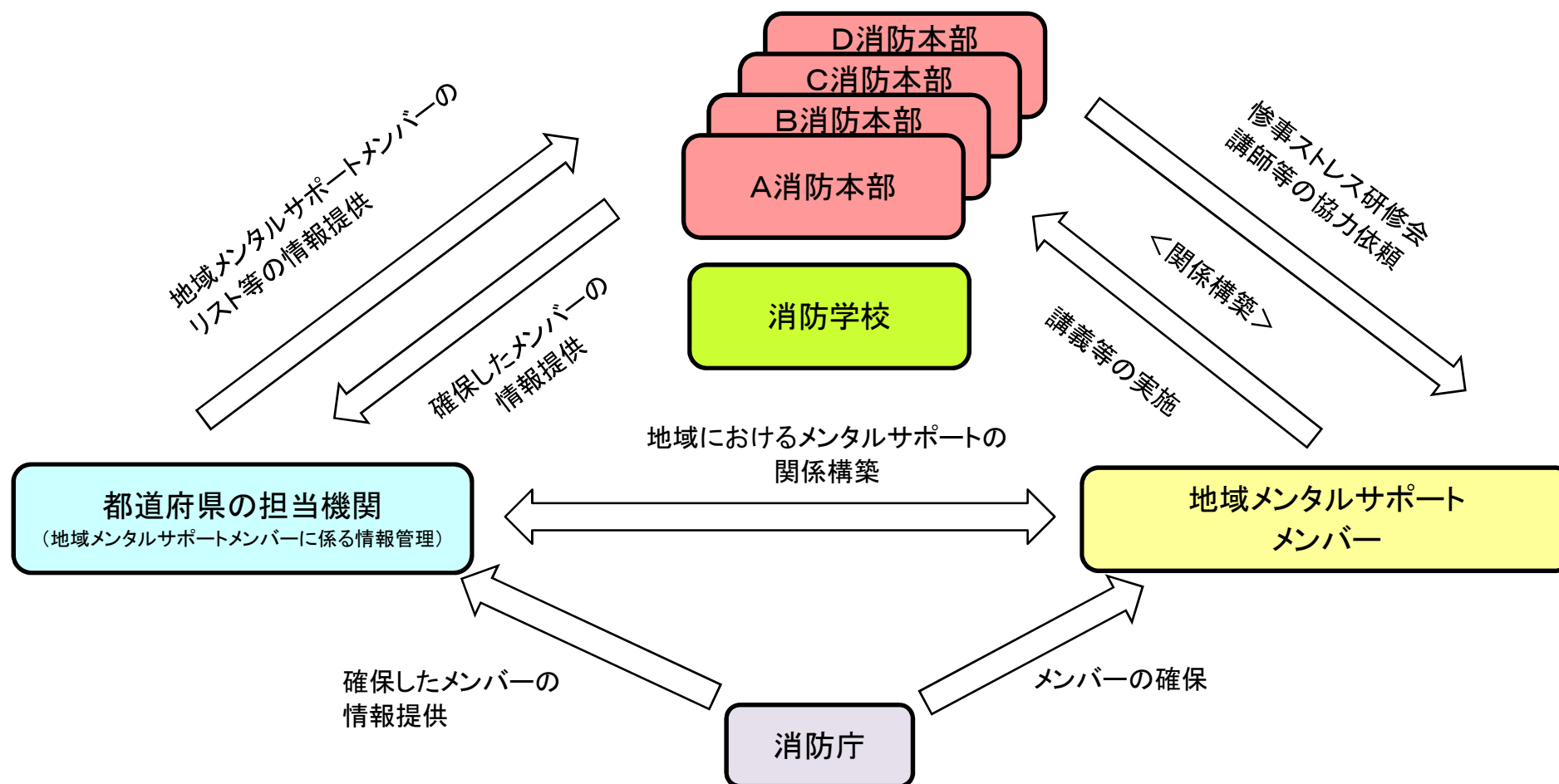
○都道府県の担当機関は要請に対する地域メンタルサポートメンバーからの回答を各消防本部に連絡する



○消防本部は地域メンタルサポートメンバーからのケアを実施する

※被災地の消防本部にあつては消防庁の緊急時メンタルサポートチームを派遣する。

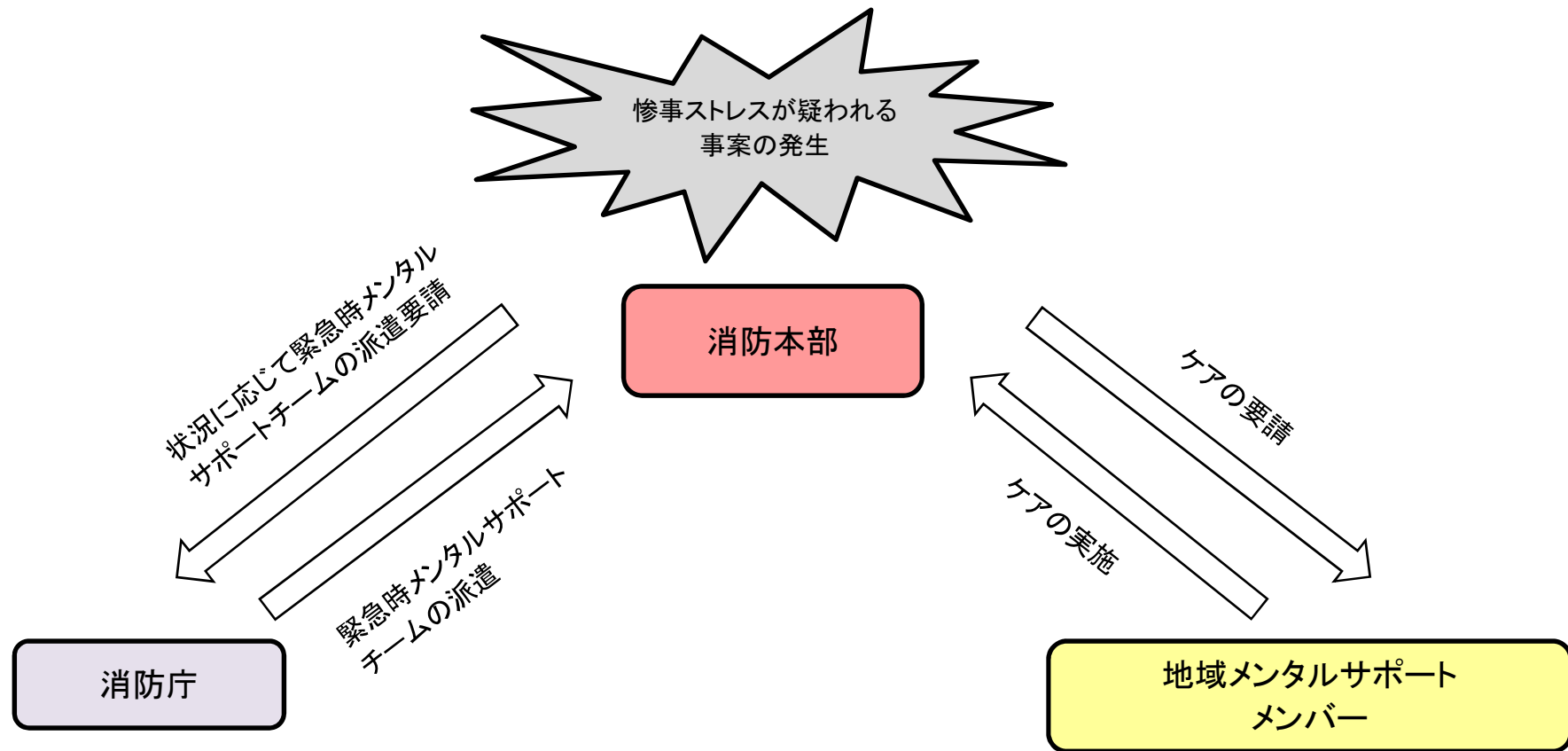
地域における惨事ストレス対策イメージ図(平常時)



※平常時においては、都道府県の担当機関、消防学校、各消防本部及び消防庁において地域メンタルサポートメンバーを確保する。情報は都道府県の担当機関が集約し、消防本部や消防学校に提供する。

また、消防本部や消防学校においては、研修会や教育等の事前予防対策を通じて地域メンタルサポートメンバーとの関係を築いておく。

地域における惨事ストレス対策イメージ図(通常災害時)

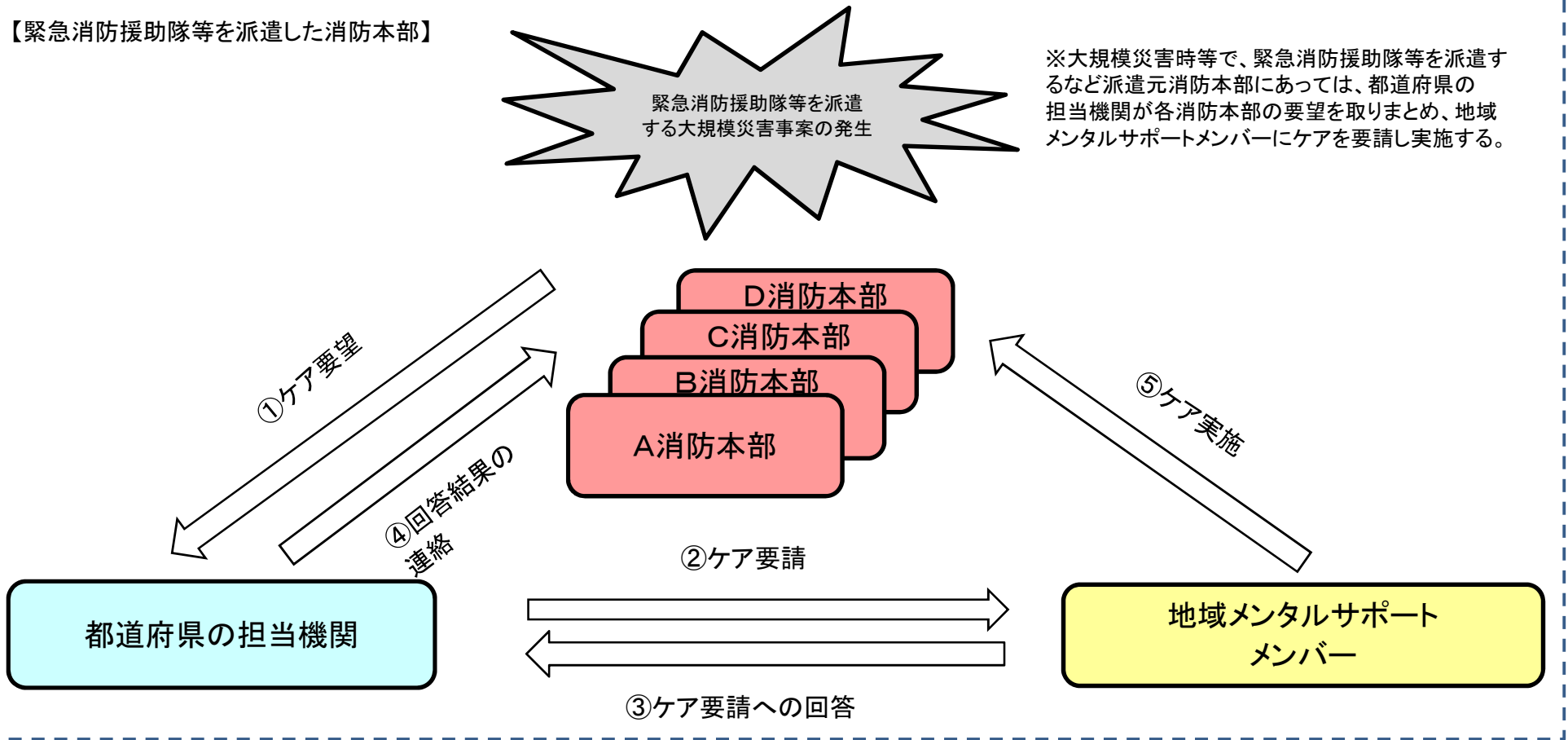


※通常災害時は、消防本部において地域メンタルサポートメンバーにケアを要請し実施する。

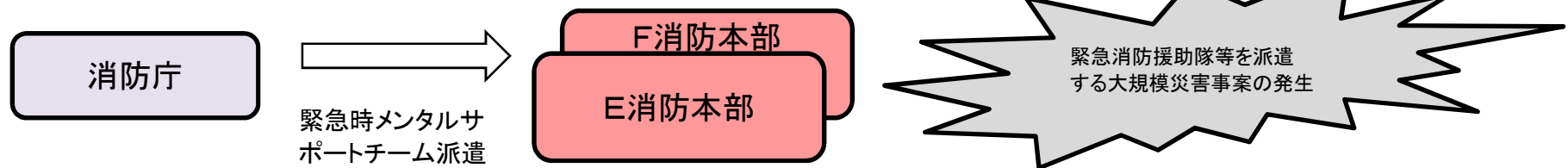
ただし、地域メンタルサポートメンバーが確保できていない都道府県については、状況に応じて消防庁へ緊急時メンタルサポートチームの派遣を要請する。

地域における惨事ストレス対策イメージ図(大規模災害時等)

【緊急消防援助隊等を派遣した消防本部】



【被災地の消防本部】



大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会報告書目次（案）について

第 1 部 研究会の概要

第 1 章 研究会の背景・目的

第 2 章 研究会開催実績

第 2 部 消防職団員等に対する惨事ストレスに関する調査の結果

第 1 章 実態調査の目的及び実施方法

第 1 節 消防本部

第 2 節 消防職員（被災地消防本部）

第 3 節 消防職員（緊急消防援助隊派遣消防本部）

第 4 節 消防団

第 5 節 消防団員

第 6 節 都道府県

第 2 章 現地調査・ヒアリング調査による取り組み事例の紹介

第 3 章 調査結果のまとめ

第 3 部 消防職団員の惨事ストレス対策の現状と課題

第 1 章 消防本部・消防職員

第 2 章 消防団・消防団員

第 3 章 都道府県

第 4 章 消防庁

第 5 章 まとめ